

BCP フォーラム

取引所取引専門部会 報告書

【別添資料】

第 部

取引所取引専門部会 検討資料

- 資料 1 - 1 「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」とは？
- 資料 1 - 2 当専門部会において検討対象とする「有事」の範囲
- 資料 2 海外取引所におけるBCPの現状
- 資料 3 - 1 各証券取引所における売買に関するコンティンジェンシー・プランの概要
- 資料 3 - 2 コンティンジェンシー・プランの内容の検証（東証のケース）
- 資料 4 - 1 売買に係る記録が失われた場合の約定の取扱いについて（東証のケース）
- 資料 4 - 2 現状における有事の際の制度上の措置（東証のケース）
- 資料 4 - 3 売買等に関する規制措置（東証のケース）
- 資料 5 - 1 取引所取引の再開・復旧に係る目標設定について
- 資料 5 - 2 東証における有事の際の対応・復旧時間等の現状について
- 資料 5 - 3 （参考）BCPフォーラム専門部会合同会合における目標設定に関する議論
- 資料 6 バックアップサイトに係る検討項目について
- 資料 7 - 1 現状における情報の集約・還元・提供の体制（東証のケース）
- 資料 7 - 2 ウェブサイトの有用性及び具体的な利用方法
- 資料 7 - 3 BCP運営専門部会BCPWeb分科会検討資料【抜粋・修正】（平成18年8月現在）

【BCP(Business Continuity Plan)とは？】

潜在的損失によるインパクトの認識を行い、実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にする継続計画。

事故発生時に備えて開発、編成、維持されている手順及び情報を文書化した事業継続の成果物。

(経済産業省 企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書「事業継続計画策定ガイドライン」より)



取引所取引の約定、清算、決済機能を担うインフラ機関(証券取引所、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構、日本銀行)の多くが、上記のような考え方にに基づき、すでに個別にBCPを構築している。



【当専門部会としての考え方】

各インフラ機関はそれぞれ独立した組織であること、また、それぞれにおいて体制整備がなされつつある現状等を鑑み、取引所取引に係る各インフラ機関が個社ベースのBCPに係る体制を適切に構築したうえで、インフラ機関間の関係を踏まえて必要な整合性を確保していくことをもって「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」と考えることでどうか。

当専門部会では、こうした考え方のもとに、以下のように議論を進め、各インフラ機関のBCPに係る体制について必要な見直しを行うこと等により、「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」の体制をより実効的なものとすることを目指すこととしてはどうか。

まずは、議論の前提として各インフラ機関がすでに策定している個社ベースのBCP等の現状について、それぞれ適切に構築されているかどうかを検証する。

その上で、横断的(例えば各証券取引所間での必要な平仄が取れているか)、縦断的(約定 清算 決済の取引所取引の一連の流れの中で平仄が取れているか)に見て実効的であるかどうかを検証し、各インフラ機関のBCP等について見直しが必要な点につき、問題点を抽出し、議論を行う。

【当専門部会としての考え方】

個別のインフラ機関や取引参加者の業務継続に支障が生じるような、局所的なリスクの発現（例えば自社システムの障害、個別インフラ機関に対するテロ予告等）については、個社ベースのBCPが適切に構築されており、機能するかどうかの問題が主となると考えられる。

当専門部会は、「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」について検討することを主目的としているため、主にインフラ機関及び取引参加者の業務継続に支障が生じるような広域的なリスクの発現（例えば大規模地震、風水害、広域的な社会インフラの停止等）を念頭に置いて審議を進めていくことでしょうか。

なお、検討の際には、大規模地震、風水害等の原因事象ごとに捉えるのではなく、その発現による結果事象（システム障害、人員の不足、建物・施設の利用不可等）を念頭に置き議論を行う。



【BCPフォーラム専門部会合同会合としての考え方】

有事の想定は、原因事象ではなく「結果事象」に基づいて行う。

有事の想定に際しては、それぞれの市場（取引）ごとに全体への影響度という観点から考える。

インフラ機関の機能停止のケースを含め、結果として「合わせると市場における大きなシェアを有することとなる取引参加者について、その市場に関する業務の継続に重大な支障が生じるようなリスクの発現」を想定。

海外取引所におけるBCPの現状

内容	A取引所	B取引所	C取引所	D取引所	E取引所
コンティンジェンシー・プラン					
売買停止の発動水準・売買再開基準	非公表又は個別判断。	非公表又は個別判断。	非公表又は個別判断。	非公表又は個別判断。	非公表又は個別判断。
売買停止・再開に関する考え方	明示なし	市場全体の健全性・秩序維持で判断。	市場全体の健全性・秩序維持で判断(売買再開では市場参加者の多数の状況を確認)。	売買システムに接続できる取引参加者の比率を勘案。	市場全体の健全性・秩序維持で判断(売買可能な取引参加者のシェアを勘案)。
再開目標	24時間未満	同日中	明示なし。	明示なし。	明示なし。
有事の際の約定取消し					
実例の有無・約定失効の判断	実例、確認できず。	実例確認できず。(約定照合の不能は失効と想定。)	実例、確認できず。	実例確認できず。(約定失効の権限は有する。)	実例できず。(約定データ消失により決済対象も失効と想定。)
バックアップ体制					
バックアップ施設の有無等	・バックアップ施設あり。 ・データセンター2箇所。	・バックアップ施設あり。 ・データセンター2箇所。(地質学上などでも別ゾーン)	非公表。	・バックアップ施設あり。 ・施設間の距離は非公表。	・バックアップ施設あり。 ・施設間の距離は約20キロ程度。
切替・業務回復の目標時間	データの切り替えは短時間。	業務回復の目標時間90分。	業務回復の想定時間は数時間。	・業務回復の目標は数時間以内。	システム的にはほぼ中断なく稼動する体制。
バックアップの方式等	2箇所のデータセンターが50%ずつ銘柄を受け持つ。	非公表	非公表	非公表	ホストコンピュータの半数をバックアップ施設に設置。
バックアップオフィスの有無	存在	存在	存在	市場部門の要因について存在。	存在

各証券取引所における売買に関するコンティンジェンシー・プランの概要

	東 証	大 証	名 証	ジャスダック	札 証	福 証
基本的な考え方	取引機会の確保と価格形成のバランス等に配慮した対応を採る	公正な価格形成が行えない等市場としての機能が果たせないと認められた場合を除き、投資者の取引機会確保の観点から可能な限り取引を行う		取引機会の確保と価格形成のバランス等に配慮した対応を採る		取引機会の確保と価格形成のバランス等に配慮した対応を採る
証券取引所の売買システムに障害が発生した場合	<p>障害発生により売買継続が困難な銘柄についてのみ売買停止。</p> <p>売買に参加できない取引参加者の過去の売買シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券等の売買を停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認の後、売買再開の是非を決定</p> <p>ToSTNeTにおいて障害により取引銘柄情報及び取引価格情報が取得できない場合には、ToSTNeTの売買を停止 ToSTNeT、立会外取引等については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行</p>	<p>個別銘柄に障害が発生した場合には当該障害発生銘柄のみ売買停止 個別商品に障害が発生した場合には、当該商品のみ売買停止 個別システムに障害が発生した場合には、当該障害発生売買システムのみ売買停止</p> <p>一部の会員等が売買に参加できない場合は、参加できない会員数及び当該会員の過去の売買高シェア、障害発生端末台数等を総合的に勘案し、公正な価格形成が確保できないと認めるとき売買停止</p> <p>J-NET取引、立会外取引について、発注可能会員等が存在する限り、取引継続</p>	<p>障害発生により売買継続が困難な銘柄についてのみ売買停止</p> <p>売買に参加できない取引参加者の過去の売買シェアが概ね2割超となった場合には売買停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認の後、売買再開の是非を決定</p> <p>相対交渉市場及び立会外終値取引については、売買立会の停止により基準取引価格の取得ができない当取引所単独上場銘柄については売買停止。その他の銘柄については注文可能な取引参加者が存在する限りN-NETによる売買継続 N-NETシステムの障害の場合には、クロス取引を除きN-NETによる売買停止（クロス取引については注文受付をファックスで行うことにより売買継続）</p>	<p>障害回復まで全銘柄売買停止 影響が個別銘柄に限定される場合には当該銘柄についてのみ売買停止</p> <p>立会外取引について障害により取引銘柄情報及び取引価格情報が取得できない場合には、立会外取引に係る売買を停止</p>	<p>単独上場銘柄については、障害発生により売買継続が困難な銘柄についてのみ売買停止 重複上場銘柄で東証が売買停止した銘柄については東証の措置に合わせて売買停止</p> <p>単独上場銘柄で売買に参加できない会員の過去の売買シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券の売買を停止 単独上場銘柄で売買高シェア2割超の会員に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認の後、売買再開の是非を決定</p> <p>単独上場銘柄の立会外取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行 重複上場銘柄の立会外取引については、東証が最終値段又は売買高加重平均価格が公表できない場合は売買停止</p>	<p>売買システム利用銘柄については、障害発生により売買継続が困難な銘柄についてのみ売買停止 その他の銘柄で東証において売買停止となった銘柄については売買停止</p> <p>売買に参加できない会員の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、売買を停止 売買代金シェア2割超の会員に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認の後、売買再開の是非を決定</p> <p>立会外取引について、売買立会の停止により基準取引価格の取得ができない本所単独上場銘柄については売買停止 立会外取引については、他の取引所の取引価格を基準とする銘柄については売買継続。ただし当該取引所の売買システムの障害により取引価格の取得ができない銘柄については売買停止</p>
証券取引所の相場システムに障害が発生した場合	全面ダウンの場合、障害が回復するまで全銘柄売買停止	必要情報を全く提供できなくなった場合は、障害が回復するまで売買停止	障害が回復するまで全銘柄売買停止 相対交渉市場及び立会外終値取引については売買立会の停止により基準取引価格の取得ができない単独上場銘柄については売買停止、その他の銘柄についてはN-NETによる売	障害が回復するまで全銘柄売買停止	東証相場報道システムの障害が回復するまで全銘柄売買停止	立会取引については東証相場報道システムの障害が回復するまで全銘柄売買停止 立会外取引については本所又は東証の取引価格を基準とする銘柄については売買停止、大証との重複銘柄については大証の相場報道システム障害

	東 証	大 証	名 証	ジャスダック	札 証	福 証
清算機関との間でのデータの授受に障害が発生した場合			買継続 売買成立後、(株)日本証券クリアリング機構との間で約定データを系統的に授受できない場合は、代替手段を用いて約定データを授受 代替手段によっても情報の授受ができないと判断した場合の決済日等の取扱いは(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 情報の授受の復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある	(株)日本証券クリアリング機構との間で約定データを系統的に授受できない場合には、代替手段を用いて可能な限り通常どおり清算・決済ができるよう対応 代替手段によっても情報の授受ができないと判断した場合の決済日等の取扱いは(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 受渡決済システムの障害復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある		時には売買停止 売買成立後、(株)日本証券クリアリング機構との間で約定データを系統的に授受できない場合は、代替手段を用いて約定データを授受 情報の授受の復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある
清算機関又は決済機関のシステムに障害が発生した場合	決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 当該システムの復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある	会員等に必要な決済情報を提供できない場合、決済機関に指図を行えない場合には、決済繰延。繰延後の決済については障害の状況を勘案して別途定めて通知 決済機関へのデータ伝送等に障害が発生した場合には必要な帳票を手交 障害復旧の目処が立たない場合又は障害回復に日数を要する場合等は全ての売買を臨時に停止することがある	決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 当該システムの復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある	決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 当該システムの復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある	決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 当該システムの復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある	決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 当該システムの復旧に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある
取引参加者又は会員の自社システムに障害が発生した場合	売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券等の売買を停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定 ToSTNeT、立会外取引等については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行	売買システムが正常に稼働している限り通常通り売買実施	売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券の売買を停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定 相対交渉市場及び立会外終値取引については基準取引価格の取得ができない単独上場銘柄については売買停止、その他の銘柄については注文可能な取引参加者が存在する限り	売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、売買システムにおける取扱有価証券の売買を停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定 立会外取引等については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行	単独上場銘柄で売買に参加できない会員の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券の売買を停止 単独上場銘柄で売買高シェア2割超の会員に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定 重複上場銘柄で東証が売買停止した銘柄については東証の措置に合わせて売買停止 単独上場銘柄の立会外取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行 重複上場銘柄の立会外取引については、東証が最終値段又	売買に参加できない会員の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、売買停止 売買代金シェア2割超の会員に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定 立会外取引については、売買立会の停止により基準取引価格の取得ができない本所単独上場銘柄については売買停止、他の取引所については注文可能な会員が存在する限り

	東 証	大 証	名 証	ジャスダック	札 証	福 証
	先物・オプション取引について、システム障害等により個々の取引参加者が注文入力等を行えない状況にある場合、他の取引参加者による取引代行の取扱いを認める制度あり	先物・オプション取引について、システム障害等により個々の取引参加者が注文入力等を行えない状況にある場合、他の取引参加者による取引代行の取扱いを認める制度あり	N-NETによる売買継続		は売買高加重平均価格が公表できない場合は売買停止	売買継続
地震、風水害、テロ及び電力、通信網等の社会インフラ障害が発生した場合等	<p>売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券等の売買を停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、状況の確認後、売買再開の是非を決定</p> <p>ToSTNeT、立会外取引等については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行</p> <p>清算機関又は決済機関において清算・決済を行うことができない場合の決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 清算機関又は決済機関の清算・決済の再開に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある</p>	<p>売買システムが正常に稼働している限り通常通り売買実施</p> <p>相対交渉市場及び立会外終値取引については基準取引価格の取得ができない単独上場銘柄については売買停止、その他の銘柄については注文可能な取引参加者が存在する限りN-NETによる売買継続</p> <p>清算機関又は決済機関において清算・決済を行うことができない場合の決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 清算機関又は決済機関の清算・決済の再開に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある</p>	<p>売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券の売買を停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定</p> <p>立会外取引等については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行</p> <p>清算機関又は決済機関において清算・決済を行うことができない場合の決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 清算機関又は決済機関の清算・決済の再開に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある</p>	<p>売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券の売買を停止 売買高シェア2割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、状況の確認後、売買再開の是非を決定</p> <p>立会外取引等については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行</p> <p>清算機関又は決済機関において清算・決済を行うことができない場合の決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 清算機関又は決済機関の清算・決済の再開に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある</p>	<p>単独上場銘柄で売買に参加できない会員の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該売買システムにおける取扱有価証券の売買を停止 単独上場銘柄で売買高シェア2割超の会員に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定 重複上場銘柄で東証が売買停止した銘柄については東証の措置に合わせて売買停止</p> <p>立会外取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り取引を続行</p> <p>清算機関又は決済機関において清算・決済を行うことができない場合の決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 清算機関又は決済機関の清算・決済の再開に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある</p>	<p>売買に参加できない会員の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、売買停止 売買代金シェア2割超の会員に影響が出るおそれがある場合には、売買停止の上、障害発生状況の確認を行った後、売買再開の是非を決定</p> <p>立会外取引については、売買立会の停止により基準取引価格の取得ができない本所単独上場銘柄については売買停止、他の取引所については注文可能な会員が存在する限り売買継続</p> <p>(株)日本証券クリアリング機構において清算・決済を行うことができない場合の決済日等の取扱いについては(株)日本証券クリアリング機構の定めるところによる 清算機関又は決済機関の清算・決済の再開に日数を要する場合は、全ての売買を臨時に停止することがある</p>
先物・オプション取引の取引最終日、SQ算出日に取引が行えない場合等	<p>国債先物取引の取引最終日の午後立会の引けの板寄せを含む一定時間に取引が行えない場合には最長2営業日、取引最終日を繰り延べる（新たな限月取引は、繰り延べた取引最終日のよく営業日に開始） 株価指数先物取引及び株価指</p>	<p>株価指数先物取引及び株価指数オプション取引のSQ算出日において指数構成銘柄の売買立会が終日行えないときは、指数構成銘柄の売買立会が開始される日までSQ算出日を繰り延べる</p>				

	東 証	大 証	名 証	ジャスダック	札 証	福 証
	数オプション取引のSQ算出日において指数構成銘柄の売買立会が終日行えないときは、指数構成銘柄の売買立会が開始される日までSQ算出日を繰り延べる					
他の取引所のシステムに障害が発生した場合		売買は通常通り実施	東証の相場報道システムに障害が発生した場合は、障害が回復するまで全銘柄について立会い売買を停止。相対交渉市場及び立会外終値取引については、名証又は東証における取引価格を基準とする銘柄については売買停止（その他の取引所における取引価格を基準とすることができる銘柄についてはN-NETによる売買継続 東証売買システムに障害が発生した場合は、立会売買継続。ただし、流動性と当取引所売買システムの注文処理能力の状況を勘案の上、売買を停止することがある。相対交渉市場及び立会外終値取引については、東証における取引価格を基準とする銘柄のうち、他の取引所における取引価格を基準とすることができる銘柄については売買継続			
大規模な過誤注文への対応					異常と認められる注文を発見した場合には、当該銘柄の売買を中断し、発注会員に注文の正誤を確認の上、誤発注であれば当該注文の取消等の措置をとり、売買再開	

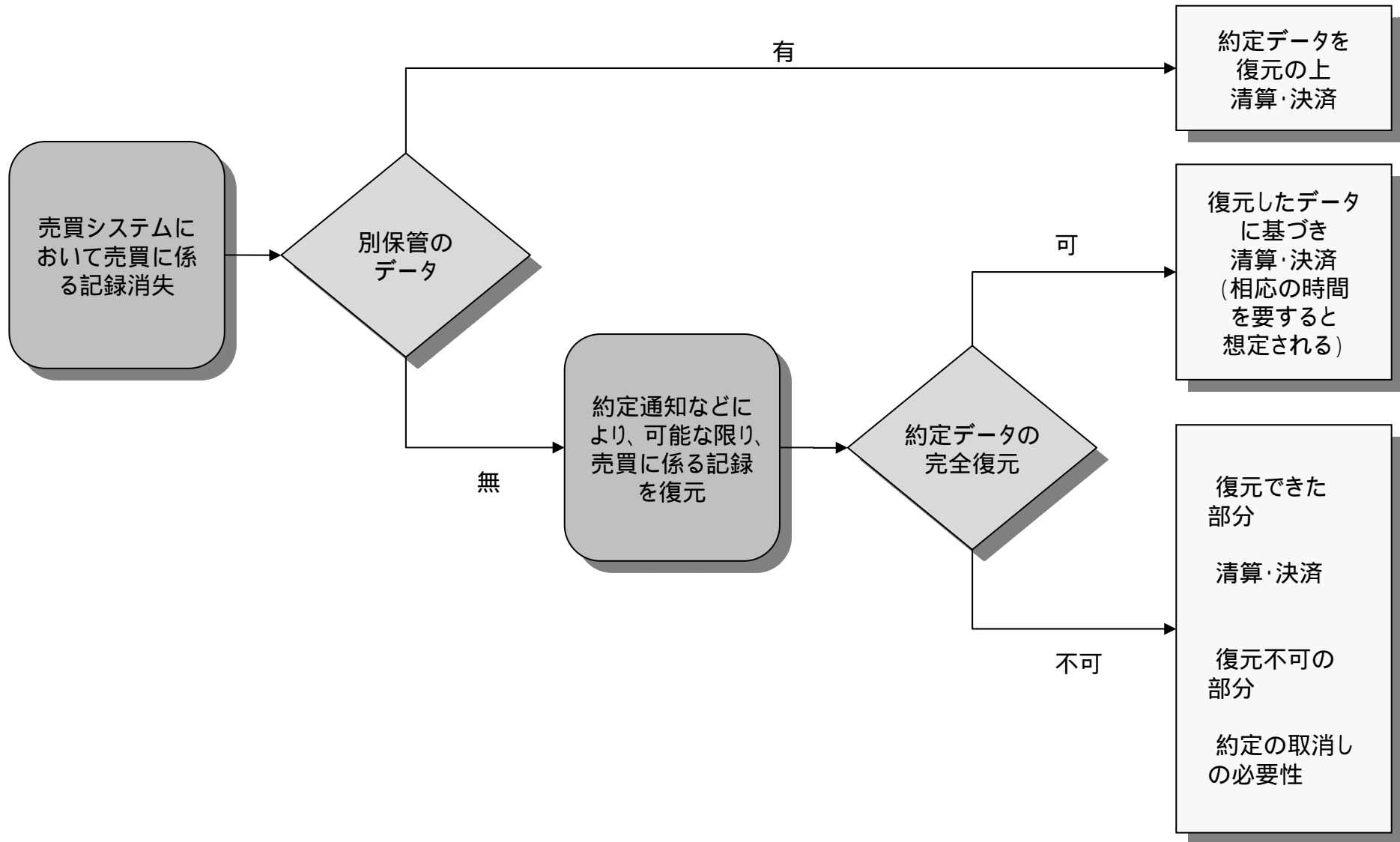
コンティンジェンシー・プランの内容の検証（東証のケース）

項目	現行のコンティンジェンシー・プラン（東証）	東証のコンティンジェンシー・プランに係る検証内容
1. 発動基準について	<p>・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェアが概ね 2 割超となった場合には、売買を停止。</p> <p>・ 売買高シェア 2 割超の取引参加者に影響が出るおそれがある場合には、売買を停止した上で障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。</p> <p>【考え方】一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であるため、売買を停止する。また、「2 割」の水準は、公正な株価形成と投資家への混乱をもたらす懸念をできるだけ減らすという観点で、8 割の参加者が売買に参加可能な状態であることが条件として挙げられた。（全商品一律の発動基準が設けられている。）</p>	<p>発動水準（2 割）については、近時の市場の拡大・国際化等を踏まえると、背景として売買の継続に対する要請が以前より高まっているものの、水準引上げにより売買に参加できない取引参加者・投資家が多数発生することを考慮すると、現行水準でよいと考えるがどうか。</p> <p>転換社債型新株予約権付社債（CB）及び株券オプションなど、市場の流動性が低い商品については、取引実態に鑑み、明確な発動水準（2 割）は設けず、取引所の判断により、売買を停止することとしてはどうか。</p> <p>【現物取引】</p> <p>現状を踏まえると、市場の流動性等を測るには、売買代金によることがより適切であると考えられるため、発動基準のベースを売買代金シェアとしてはどうか。（先物・オプション取引については、現行どおり、取引高シェアベース）</p> <p>なお、取引参加者の業務の多様化に伴うシステム構造の複雑化を背景として、当該取引参加者の一部門のみが売買に参加できず、当該取引参加者における代替手段がない場合も想定される。そのような場合には、当該取引参加者から、売買に参加できない取引所の取引参加者端末サーバ番号又は取引所のシス</p>

項目	現行のコンティンジェンシー・プラン (東証)	東証のコンティンジェンシー・プランに係る検証内容
	<p>【先物・オプション取引に係る取引最終日及び特別清算指数算出日に関するコンティンジェンシー・プランの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債先物取引については、午後立会の引けの板寄せを含む一定時間において売買が行えない場合は、受渡決済期日を変更しない範囲で取引最終日を最長2営業日繰り延べる。 ・ 株価指数先物取引、株券オプション取引、国債先物オプション取引及び株価指数オプション取引については、取引最終日の繰延べは行わない。 ・ SQ算出日において、株式売買システムの障害により、指数構成銘柄の売買が終日不可能な場合には、株価指数先物・オプション取引に係るすべてのSQ値が算出される日まで、SQ算出日を繰り延べる。 	<p>テム間接続仮想サーバ番号を申告することとし、取引所は申告されたサーバ別の過去の売買実績に基づいて、売買の停止を判断することとしてはどうか。 (先物・オプション取引については、現行どおり、端末・サーバ別)</p> <p>【先物・オプション取引】 先物・オプション取引の取引最終日においても、現行どおり、例外的な取扱いとしない(2割超の発動基準に該当した場合には売買を停止する)ことかどうか。</p>
2. 相場報道システムの障害について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相場報道システムに障害が発生し、全面ダウンした場合には、障害が回復するまで全ての銘柄について売買を停止。 	<p>相場報道システムで配信している一般気配情報等の市場情報が投資判断に及ぼす影響が増大していることに鑑み、全面ダウン時のみならず、一般気配情報が配信されない場合その他障害の程度に応じて取引所の判断により売買を停止することとしてはどうか。</p>
3. 売買・清算システムのキャパシティ超過のおそれが	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のコンティンジェンシー・プランには記載なし。 	<p>売買・清算システムにおいて、それぞれのシステム能力の9割を目安にその時点の売買状況を勘案したうえで、売買停止が必要かどうか総合的に判断する</p>

項目	現行のコンティンジェンシー・プラン (東証)	東証のコンティンジェンシー・プランに係る検証内容
ある場合の売買の停止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買・清算システムにおいて、それぞれのシステム能力の9割を目安にその時点の売買の状況を勘案したうえで、売買停止が必要かどうか総合的に判断する旨の通知を公表済み。(平成18年5月8日) 	<p>旨を、コンティンジェンシー・プラン上、明確化してはどうか。</p>
4. 売買の再開基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のコンティンジェンシー・プランには記載なし。 	<p>障害・被害の程度によって、市場の流動性等への影響が異なることが想定されるため、コンティンジェンシー・プラン上での再開に係る数値基準は設けず、取引参加者における対応状況等を踏まえつつ、取引所の判断により売買を再開することとしてはどうか。</p> <p>なお、売買の停止が長期化する場合にあっては、取引参加者における代替手段の確保の状況等をも踏まえながら、取引所において売買の再開につき総合的に判断を行うこととしてはどうか。</p>
5. その他		<p>社会的に甚大な被害をもたらすおそれのある事象が生じた場合については、当該事象による被害についての把握及び今後の影響に関する予想が困難であると考えられることから、発生事象に応じて、取引所が売買の停止を判断することとしてはどうか。</p>

売買に係る記録が失われた場合の約定の取扱いについて(東証のケース)



現状における有事の際の制度上の措置（東証のケース）

有事対応措置	規則抜粋	最近の適用事例
売買立会時間の 臨時変更	<p>< 業務規程第 2 条第 2 項 > 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者（取引参加者規程第 2 条第 2 項に規定する総合取引参加者をいう。以下同じ。）に通知する。</p>	<p>米国同時テロ発生時、呼値の制限値幅の縮小措置に伴い、注文入力時間を確保するため、売買立会開始時刻を 30 分延刻 （平成 13 年 9 月 12 日から 14 日まで） システム処理件数の増加に伴い、午後売買立会開始時刻を 13 時からに延刻 （平成 18 年 1 月 19 日から 4 月 22 日まで） 注文・約定件数の急増に伴い、システム処理の継続に支障が生じることを防止するため、ライブドア株式の売買立会開始時間を変更 （平成 18 年 1 月 25 日から 4 月 13 日まで）</p>
売買立会の臨時停止、 臨時挙行	<p>< 業務規程第 4 条 > 当取引所は、必要があると認めるときは、売買立会の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。</p>	<p>昭和天皇崩御時に、奉悼の意を表すため、売買立会を臨時停止 （昭和 64 年 1 月 7 日）</p>
売買停止	<p>< 業務規程第 29 条 >（抜粋） 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。 (1)・(2)略 (3) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないとする場合 (4) 売買システムの稼働に支障が生じた場合、有価証券の売買に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認める場合</p>	<p>平成 17 年 11 月 1 日、株式・C B 売買システムの障害によって、午前 9 時から午後 1 時 29 分まで売買立会を停止 平成 18 年 1 月 18 日、約定件数がシステムの処理可能件数を超える可能性が生じたため、14 時 40 分以降の売買立会を停止</p>

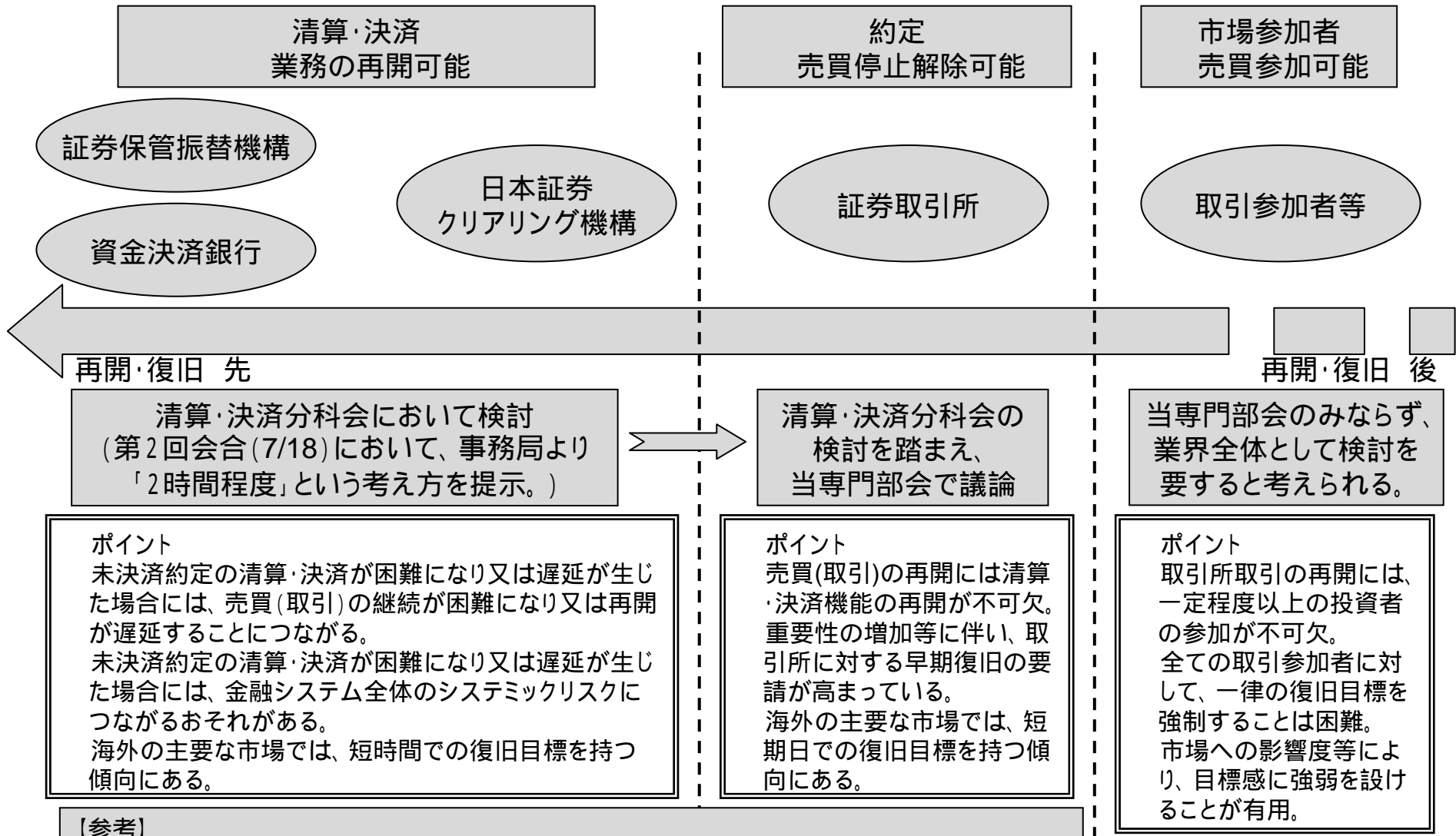
先物・オプション取引についても同様

売買等に関する規制措置（東証のケース）

売買等に関する規制措置	有事の際の主な実施事例
<p> 呼値の制限値幅の変更 気配表示・更新方法の変更 成行呼値等の禁止 取引参加者の自己の計算による売付け又は買付けの制限又は禁止 顧客の委託に基づく売付有価証券若しくは買付代金又はオプション取引の買付けに係る取引代金の決済日前における預託の受入れ 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限 信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ 信用取引による売付け若しくは買付けの制限又は禁止 先物・オプション取引の証拠金について、差入日時等の繰上げ、額の引上げ、有価証券をもってする代用の制限、有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ 先物・オプション取引の売付け又は買付けの制限又は禁止 先物・オプション取引の総売建玉又は総買建玉の制限 </p>	<p> 平成 2 年 8 月 24 日：イラクのクウェート侵攻 ・気配の更新値幅を縮小 ・気配の更新時間を拡大 </p> <p> 平成 3 年 1 月 17 日：多国籍軍によるイラク進攻 ・気配の更新値幅を縮小 ・気配の更新時間を拡大 </p> <p> 平成 9 年 10 月 28 日：海外市場の大幅下落 ・気配の更新値幅を縮小 ・気配の更新時間を拡大 </p> <p> 平成 13 年 9 月 12 日から 14 日まで：米国同時テロ ・呼値の制限値幅を 1/2 に縮小 </p>

取引所取引の再開・復旧に係る目標設定について

各関係機関の担う役割ごとに目標レベルが異なるものと考えられる。



【参考】

『首都直下地震対策大綱』(平成17年9月 内閣府中央防災会議)においては、地震が発生しても、重要な金融決済機能を**当日中**に復旧させる体制をとれるようにすることがうたわれている。

東証における有事の際の対応・復旧時間等の現状について

1. 基幹系システムの障害(損壊)

ケース	対応状況		復旧時間の目安
ハードやネットワークの局所障害(稼働中)	ハード構成の二重化等(主系・従系のホットスタンバイ等)		数秒から1分程度で従系への切替等が行われ、稼働再開
ハードやネットワークの大規模障害・損壊(コンピュータセンターの損壊含む。稼働中か否かを問わない)	ハード	-	数ヶ月から半年程度(ハードの調達やテスト等)
	ソフト	プログラムについては、開発メーカーと分散保管	

2. 東証本館の損壊

ケース	対応状況	復旧時間の目安
営業時間帯に発生	バックアップオフィスを構築	30分から1時間程度(バックアップオフィスへの移動とバックアップオフィスの立上げ作業に要する時間が必要)
営業外の時間帯に発生	バックアップオフィスを構築	バックアップオフィスへ出勤

3. 要員の確保

ケース	対応状況
営業時間帯(東証本館での業務継続に支障)	B C Pプランを策定しており、継続対象業務とその業務に従事する正・副要員(社員)を定めている。
営業外の時間帯	「安否確認システム」により有事の際の要員(社員)の安否確認を行っている。

(参考) BCPフォーラム専門部会合同会合における目標設定に関する議論

目標設定にあたっては、それぞれの市場(取引)ごとに、全体への影響度に応じて、優先順位を考慮する必要あり。

優先順位としては、第一に清算・決済、次に売買(取引所)、その次には業界(取引参加者)を想定。

業界全体の目標については、努力目標といった緩やかなものから一定の強制力を持つものまで考えられるが、対象者の業務や規模等に応じた対応が必要な点に留意が必要。

業界(取引参加者)に一律の目標を設ける方法のほか、それぞれの市場(取引)全体への影響度の大きい取引参加者を対象とした目標も考えられる。

バックアップサイトに係る検討項目について

平成18年7月27日

株式会社 東京証券取引所



株式会社東京証券取引所

Copyright © 2006 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

1.取引所取引関連機関におけるバックアップサイトに対する考え方

取引所取引関連諸機関においてはバックアップサイトの保有を基本とすべきではないか

- 業務継続性の向上
業務復旧目標からの要請
- 対外的競争力の維持・向上
海外の主要取引所等のバックアップサイト保有状況
- 我が国証券市場を取り巻くリスク環境
中央防災会議「首都直下型地震対策専門調査会」等における議論

2.バックアップサイトに係る検討項目(1/4)

(1)バックアップサイトの立地について

	メリット	デメリット
プライマリーサイトから 近距離 に設置	・バックアップサイトへの切替時に要員の駆けつけが容易。	・地震等の広域災害が発生した際にプライマリーサイトと同時被災する可能性がある。
プライマリーサイトから 長距離 に設置	・地震等の広域災害発生時にプライマリーサイトと同時被災する可能性が低い。	・バックアップサイトへの切替時に要員の駆けつけが困難(要員をバックアップサイトに常時確保するとコスト高になる)。 ・距離が離れていることによるシステムの技術的な制約が発生する可能性がある。

注)短時間での業務復旧を達成するためには、バックアップサイトに加え、遠隔地にバックアップオフィスの手当てをする必要がある。

< 参考 >

➤FISC安全対策基準(技 25)より

バックアップセンターは、コンピュータセンターと同一のリスク要因(火災、地震、停電等)を共有しないこと、および被災時の要員移動時間の考慮等も含め、総合的に判断して設置することが望ましい。

➤海外事例 SECポリシーステイトメント(2003年10月)

自主規制市場が翌営業日までに取引を回復するために、「プライマリーサイトとバックアップサイトが地理的に離れていること」を求めている。完全な回復を目指す場合、バックアップサイトは、「プライマリーサイトが利用しているインフラ(例えば交通、通信網、水資源、電力資源)と同一のインフラを利用すべきでない」としている。また、バックアップサイトの運営は、「プライマリーサイトに従事するスタッフの大規模被災やアクセス困難により機能不全となってはならない」としている。

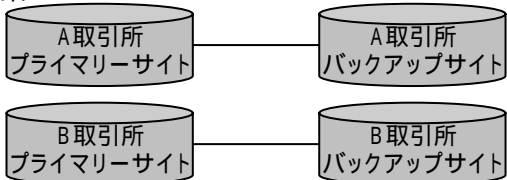
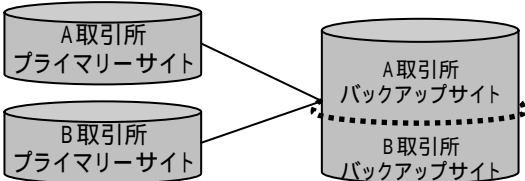
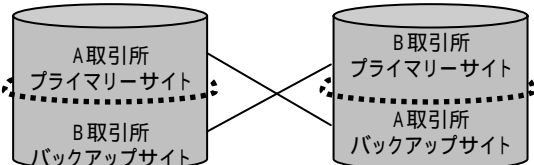
2.バックアップサイトに係る検討項目(2/4)

(2) データ連携方式について

		データのリアル性	処理性能への影響	バックアップサイトへの切替のスピード	コスト
同期方式	プライマリーサイト及びバックアップサイトでリアルタイムでデータ同期を行う	データ抜けの可能性は最も低い。	サイト間でデータを同期させる為、相当程度システムに負荷をかけることとなり、システムの処理性能に影響が生ずる。	2サイト運用なので、参加者の切替が完了すれば、即時にバックアップサイトでの運用が可能となる。	2サイト運用となるので、ランニングコストが高くなる。
非同期方式	プライマリーサイト及びバックアップ間で非同期にデータ同期を行う	データ同期の間隔にもよるが、一部データ抜けが発生する可能性がある。	非同期方式の為、システムの処理性能に大きな影響は生じない。	バックアップサイトの運用は比較的短期に可能であるが、消失した一部データの取り扱いと再開の判断基準を定める必要がある。	基本的に2サイト運用となるが、バックアップシステムの稼働方法によっては、同期方式に比べてコストを抑えることが可能。
データ転送方式	一定期間(例えば、場間)毎にデータをプライマリーサイトからバックアップサイトへ転送する	一定期間(例えば前場・後場の単位)でデータ転送する為、場中にプライマリーサイト使用不能な事態が発生すると、その間のデータが消失する可能性がある。	通常の業務処理とは切り離してデータ転送を行う為、システムの処理性能に影響は生じない。	バックアップサイトの運用には最も時間がかかる。また、消失した一部データの取り扱いと再開の判断基準を定める必要がある。	データ転送のみを行うので、ランニングコストは比較的抑えることが可能。


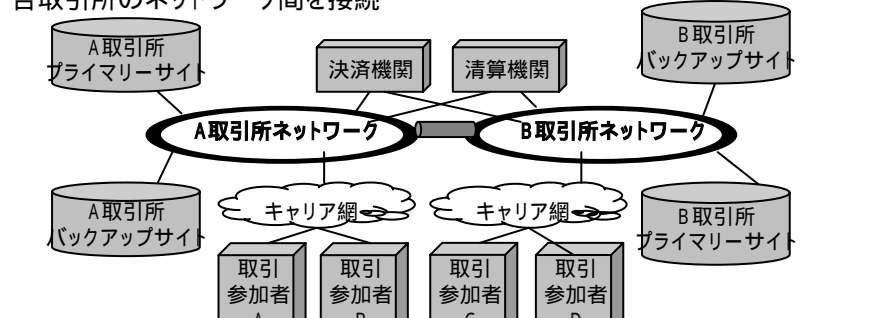

2.バックアップサイトに係る検討項目(3/4)

(3)バックアップサイト構築方法

構築方式		メリット	デメリット
<p>単独構築</p> 	<p>各証券取引所毎にプライマリーサイト及びバックアップサイトを構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の取引所の制度、BCPの考え方、及びシステム構成等の面で影響を受けることがない。 ・バックアップ方式の選択の自由度が高く早期に構築が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自にプライマリーサイトとバックアップサイトを構築するため、相対的にコストの負担が大きい。 ・平常時の利用方法に工夫が必要
<p>共同バックアップサイト構築</p> 	<p>各証券取引所の共同のバックアップサイトを構築</p>	<p><センター共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H/W及びS/Wはそれぞれ独立している為、取引所間の制度やシステムの違いによる影響は少ない。 <p><H/W共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コストメリットが大きい。 	<p><センター共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H/W共有タイプよりコストメリットは小さい。 ・センタースペースの利用に制約が発生する。 <p><H/W共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構成面で調整が必要。(OSやM/W等) プライマリシステムへの影響の可能性あり
<p>相互バックアップサイト構築</p> 	<p>A取引所、B取引所のプライマリーサイトを相互にバックアップサイトとして利用</p>	<p><センター共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H/W及びS/Wはそれぞれ独立している為、取引所間の制度やシステムの違いによる影響は少ない。 <p><H/W共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コストメリットが大きい。 	<p><センター共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H/W共有タイプよりコストメリットは小さい。 ・センタースペースの利用に制約が発生する。 ・既存施設を利用するので、立地条件の検証が必要。 <p><H/W共有タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構成面で制約が発生。 ・取引所間での処理容量の違いによるH/Wの規模の調整が必要。

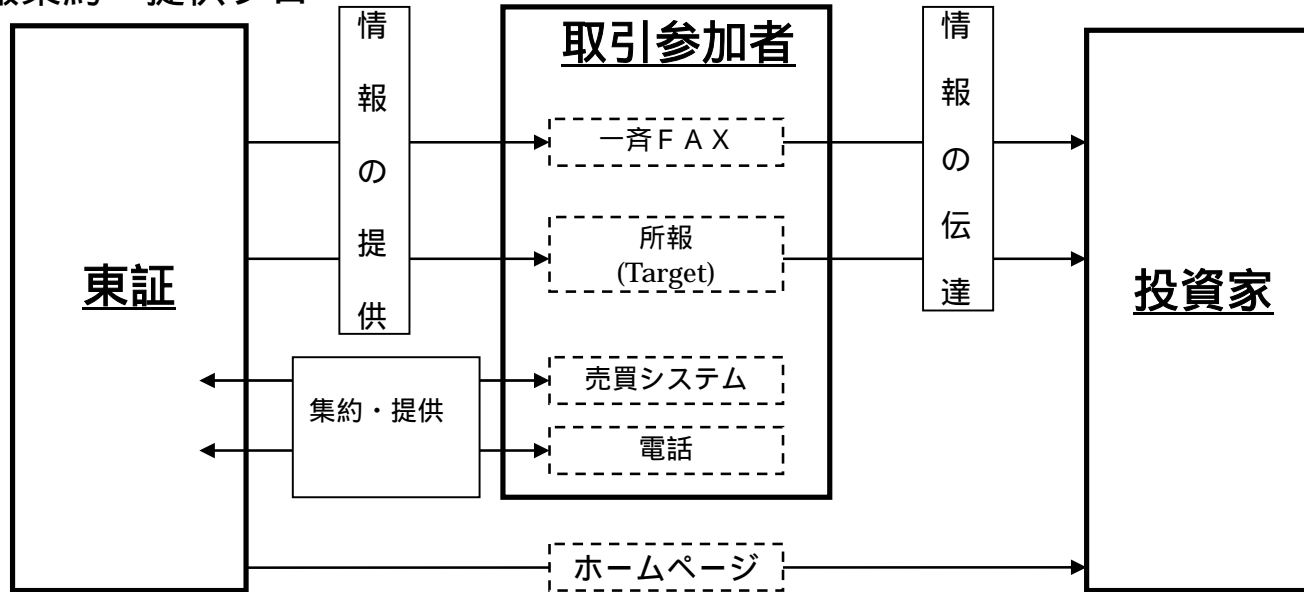
2.バックアップサイトに係る検討項目(4/4)

(4) ネットワーク構築の方法

構築方式	概要	メリット	デメリット
<p>単独構築</p> 	<p>・各証券取引所が独自にネットワークを構築し、それぞれの参加者がキャリア網を通じて各証券取引所に接続。</p>	<p>・ネットワークポリシー及び構築方法等の自由度が大きい。 ・両ネットワーク同時被災の可能性が低い。</p>	<p>・取引所及び取引参加者の双方にとってコストの負担が大きい。</p>
<p>各取引所のネットワーク間を接続</p> 	<p>・各証券取引所のネットワークを結ぶ専用線を構築。</p>	<p>・取引参加者は、キャリア網を介してAまたはBのいずれかに接続すればA・B両方の取引所と接続が可能となる。 取引参加者のコストメリットが大きい。</p>	<p>・A取引所・B取引所間でネットワークポリシー等の調整が必要。 ・N/W間を接続する専用線のコスト負担について調整が必要。</p>
<p>共同のネットワークを構築</p> 	<p>・A取引所及びB取引所で共通の取引所ネットワークを構築。</p>	<p>・取引所及び取引参加者の双方にとってコストメリットが大きい。</p>	<p>・A取引所及びB取引所間でネットワークポリシー等の調整が必要。 ・共同ネットワークが被災するリスクを考慮した対応策を検討する必要がある。</p>

現状における情報の集約・還元・提供の体制（東証のケース）

< 情報集約・提供フロー >



< 情報提供媒体 >

情報提供媒体	情報知得可能者	通知内容	通知タイミング
ファックス	総合取引参加全社（一斉 F A X）	（実例参照）	提供情報発生後、即時
東証所報(Target)	所報サービス利用者	一斉 F A X の内容と同内容	
東証ホームページ	ホームページ閲覧者	一斉 F A X の内容と同内容	
売買システム（通知画面）	総合取引参加者（参加者端末）	一斉 F A X の内容と同内容	
電話	東証に届け出た、各種責任者	-	必要に応じて随時

< 情報集約媒体 >

情報集約媒体	集約方法
売買システム	東証端末から、取引参加者の接続状況を確認
電話	取引参加者からの架電

先物・オプション取引についても同様

一斉FAX例

東証一斉連絡



平成 年 月 日
株式会社 東京証券取引所
株式部 株式総務グループ

売買立会による売買の一時停止について

1. 銘柄 株券等全銘柄（ToSTNeT取引を除く）
転換社債型新株予約権付社債券全銘柄（ToSTNeT取引及び立会外取引を除く）
交換社債券全銘柄
2. 期間 本日 午前 時から当取引所が必要と認める期間
3. 理由 業務規程第29条第4号該当のため
（ ）

（注）ToSTNeT取引は通常どおり行われます。

1. ウェブサイトの有用性

- 被災時には、電話、FAX、携帯電話は繋がりにくいケースがある（リダンダントな情報伝達手段が重要）。ウェブサイトが有力手段に

:英では、3金融当局がBCP専用のウェブサイトを構築・運営（コンタクトポイント登録、チャット機能など）。

:米では、9/11の際に頑健であったBlackBerry（携帯情報端末。携帯電話、インターネット、メール等の利用が可能）を活用。ウェブサイトを活用する市場参加者団体（SIA）もみられる。

< ウェブサイトの長所 >

- ✓ウェブサイトは、インターネット網にさえアクセスできれば利用可能であるため、特定の通信回線の被災には影響されない（広域被災にも頑健）。
- ✓相手と会話時間を合せることなく意見交換が可能であるほか、一覧性のある情報（コンタクトリスト等）の閲覧が可能。

とりわけ地震など広域被災リスクの相対的に大きいわが国では有効と考えられる。

- ✓チャット機能を利用してマルチラテラルな意見交換が可能。

この点は、別途のマルチラテラルな通信手段であるコンファランス・コールと相互補完的に使っていくことも考えられる。

2. ウェブサイトの具体的な利用方法

(1) 利用先

参加者、共通インフラ(取引所、決済システム)運営者、金融当局、コマンドセンターのメンバー等

(2) 情報共有(のみ平時から掲載)

緊急連絡先リスト(日中・休日夜間別に、フロント・バック、メイン・バックアップサイトの連絡先)

参加者、共通インフラ(取引所、決済システム)の被災状況(フロント・バック別に、業務継続の可否、業務遂行拠点<メイン・バックアップサイトの別>、復旧目処)

コマンドセンターでの協議(下記)の結果を踏まえて、参加者・共通インフラ運営者に被災状況の入力を要請

金融当局からの情報

取引・決済ルール/市場・決済慣行の変更(の推奨)(下記 の結果)

(3) 対応協議: コマンドセンターのメンバー間でチャット機能を利用して協議

BCPの発動の検討

被災状況認定の検討(上記 の状況を踏まえて)

取引・決済ルール/市場・決済慣行の変更(の推奨)の検討

連絡先情報

証券市場BCPWEB

LogOut

メインサイト

	フロント	バック
日中	○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp	○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp
夜間・休日	フロント ○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp	バック ○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp

バックアップサイト

	フロント	バック
日中	○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp	バック ○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp
夜間・休日	フロント ○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp	バック ○○○○部 山田太郎 山田二郎 Tel03-1111-1111 Fax03-1111-1112 Tel030-1111-1112 marumaru-dpt@marumaru-sec.co.jp tarou.yamada@marumaru-sec.co.jp

ページが表示されました

業務状況情報

証券市場BCPWEB

LogOut

券種	振動	フロント	バック	営業状況	公表日時
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM
○○証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HHMM

新規登録 変更 削除

< 前 後 > HOME

検索

Copyright (C) 2007 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

ページが表示されました

B C P 運営専門部会
B C P Web分科会

検討資料

【抜粋・修正】

(平成18年8月現在)

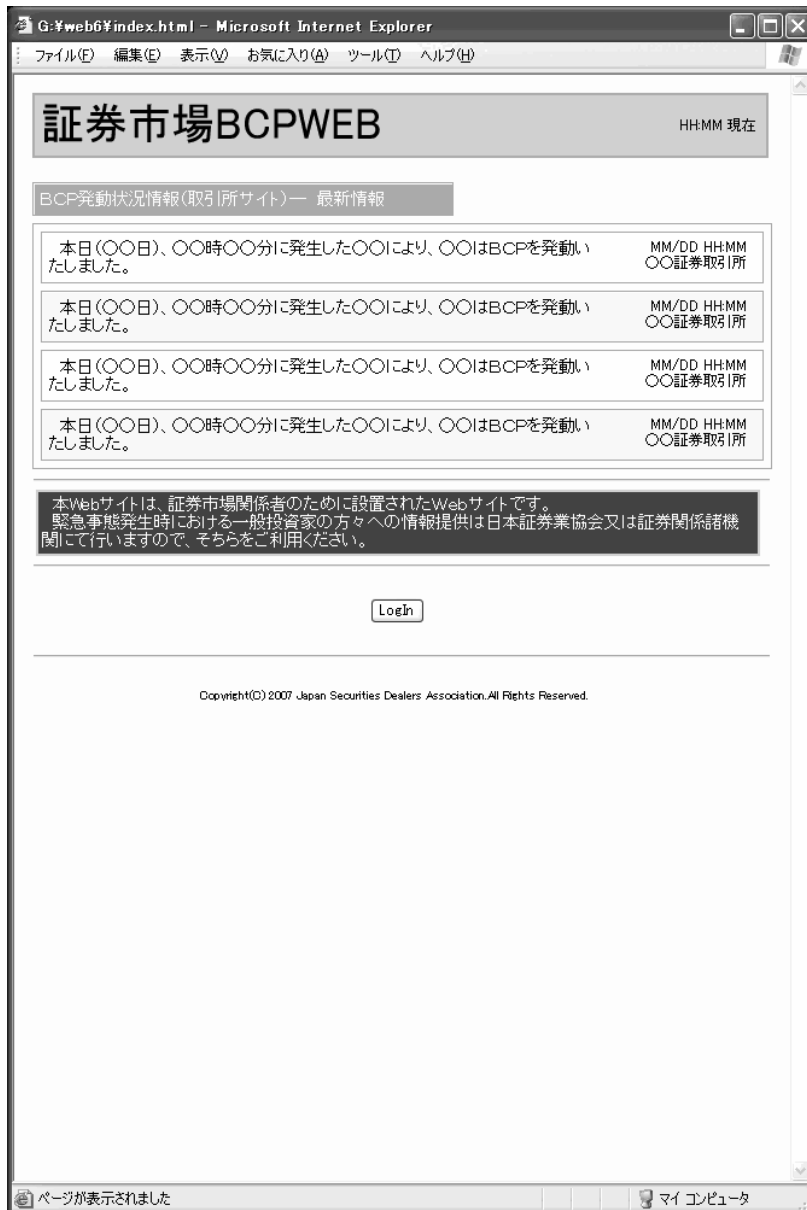
開発コンセプト

- ・マニュアルなしでも利用できるシンプルな操作性
- ・情報誤認を発生させないような認識性
- ・システム負荷を軽減させるウェブデザイン
- ・データへのセキュリティ対策
- ・システム / コンテンツの追加を容易にする拡張性

目次

- 1 トップページ
- 2 ホームページ
- 3 B C P発動状況情報(取引所等サイト)
- 4 連絡先情報
- 5 業務状況情報
- 6 掲示板
- 7 その他

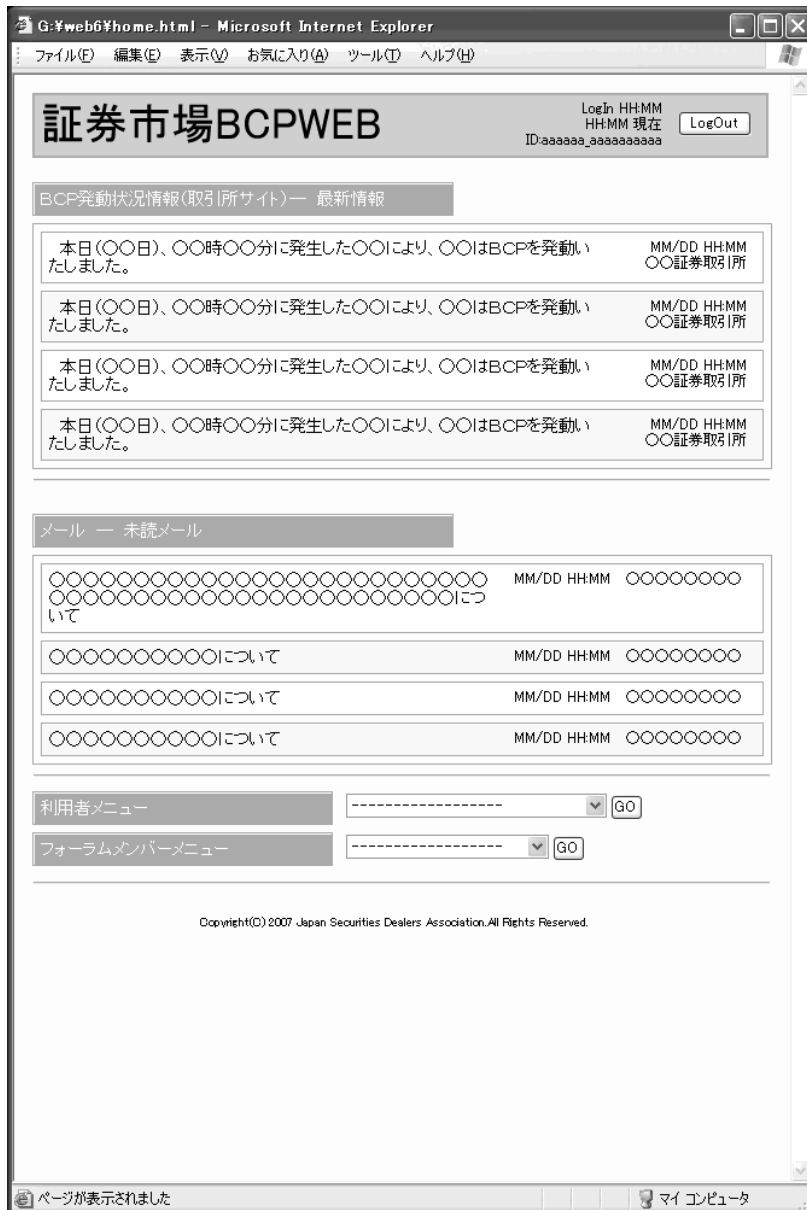
1 トップページ



【設置の目的等】

- ・インターネットアクセス時の初期表示画面(インターネットにアクセス可能な者は誰でもアクセス可能)
- ・本ページにて利用者認証
- ・ログインパスワード再発行機能

2 ホームページ



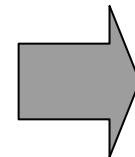
- 【設置の目的等】
- ・ログイン後の初期表示画面
 - ・重要度合いの高い項目を表示
 - ・メニューから各機能(サービス)へのリンク

3 BCP発動状況情報(取引所サイト)

The screenshot shows a web browser window displaying the '証券市場BCPWEB' (Securities Market BCP Web) page. The page title is '証券市場BCPWEB' and it includes a login section with 'LogIn HH:MM', 'HH:MM 現在', and 'ID:aaaaaa_aaaaaaaaaa'. Below the title, there is a dropdown menu for 'BCP発動状況情報(取引所サイト)' and a '絞り込' (Filter) button. The main content area displays a list of BCP activation events, each with a message like '本日(〇〇日)、〇〇時〇〇分に発生した〇〇により、〇〇はBCPを発動いたしました。' and a timestamp 'MM/DD HH:MM' and '〇〇証券取引所'. At the bottom, there are navigation buttons: '新規登録', '変更', '削除', '< 前', '後 >', and 'HOME'. There are also input fields for '利用者メニュー' and 'フォーラムメンバーメニュー' with 'GO' buttons. The footer contains the copyright notice 'Copyright(C) 2007 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.' and a status bar at the bottom says 'ページが表示されました' and 'マイコンピュータ'.

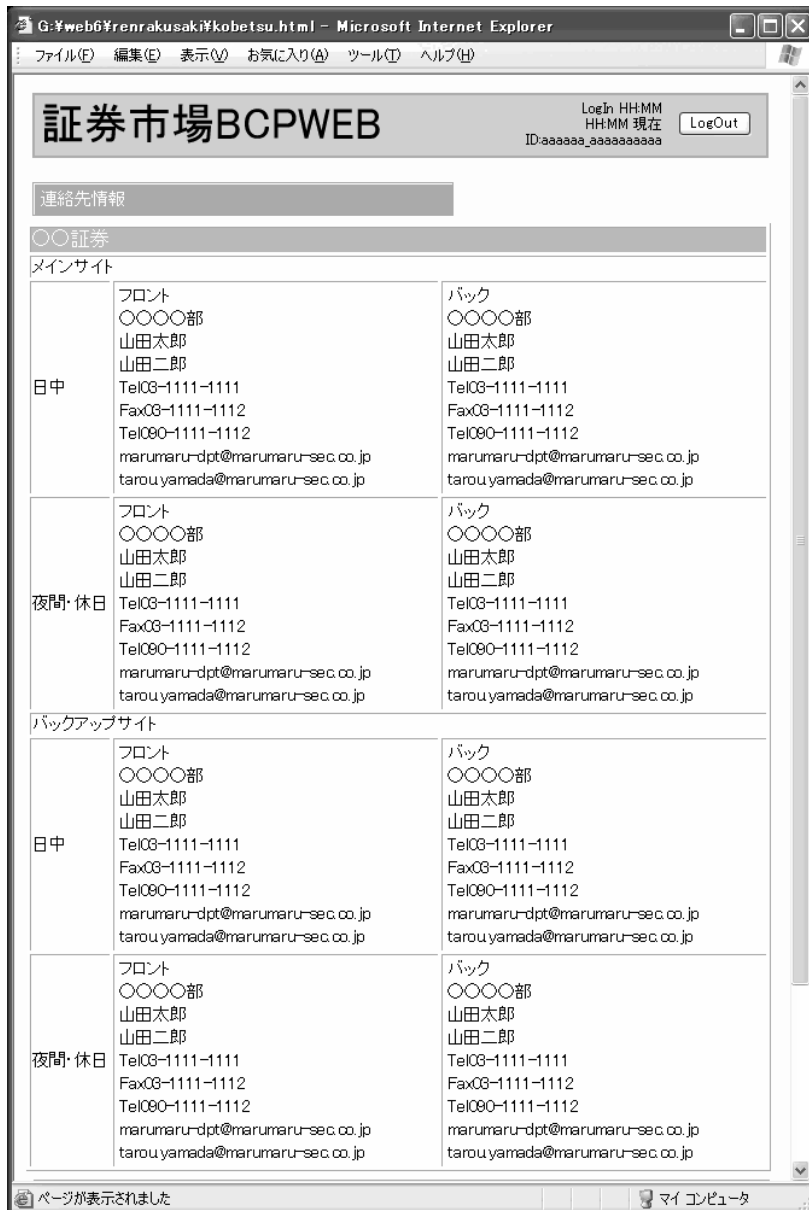
【設置の目的等】

- ・各取引所のBCP発動状況を提供
- ・BCPフォーラムとしても情報を提供
- ・一覧性を重視し、全取引所サイトの情報を同じ画面に掲載
- ・必要に応じ、取引所サイト毎の抽出も可能



清算機関等もこのページ
で対応の方向か。

4 連絡先情報



【設置の目的等】
 ・市場参加者の情報連絡先を提供

⇒ 区分は商品単位とする。
 (案)
 取引所取引(現物)
 取引所取引(派生)
 公社債取引
 取引所外取引
 清算・決済
 BCP対策本部

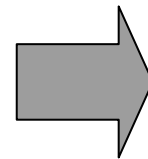
5 業務状況情報(市場参加者サイト)

The screenshot shows a web browser window displaying the '証券市場BCPWEB' website. The page title is '証券市場BCPWEB' and it includes a login/logout section with the text 'LogIn HH:MM HH:MM 現在 ID:aaaaaa_aaaaaaaaa LogOut'. Below this is a section titled '業務状況情報' (Business Status Information) containing a table with the following columns: '参加者名' (Participant Name), '稼働' (Operational Status), 'フロント' (Front), 'バック' (Back), '被災状況等' (Disaster Status, etc.), and '公表日時' (Publication Date/Time). The table lists ten entries, all with '稼働' status '○' and '被災状況等' '営業に支障なし' (No operational disruption). Below the table are buttons for '新規登録' (New Registration), '変更' (Change), '削除' (Delete), '< 前' (Previous), '後 >' (Next), and 'HOME'. There are also dropdown menus for '利用者メニュー' (User Menu) and 'フォーラムメンバーメニュー' (Forum Member Menu) with 'GO' buttons. At the bottom, there is a copyright notice: 'Copyright(C) 2007 Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.'

参加者名	稼働	フロント	バック	被災状況等	公表日時
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM
〇〇証券	○	M	M	営業に支障なし	MM/DD HH:MM

【設置の目的等】

- ・市場参加者の情報連絡先を提供



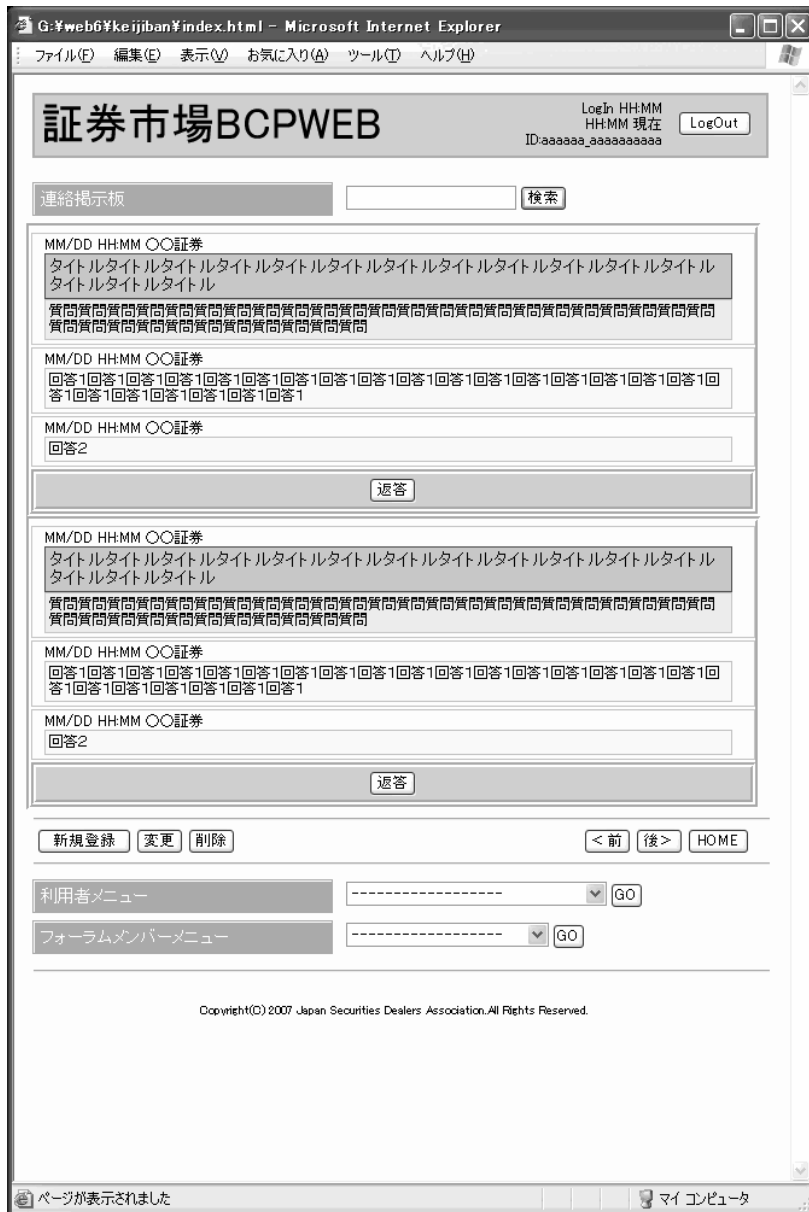
・市場参加者のBCP発動状況についてはこのページで対応する方向か。

・業務毎(フロント・バック)や市場毎(取引所、公社債)についての区分は「連絡先」と同様にする方向か。

・取引所等についても、その業務の状況を何らかの形で登録する方向か。

・「復旧目処」をどこかに登録掲載可能とする方向か。

6 掲示板



【設置の目的等】
・各市場のBCP対策本部メンバー用の掲示板を設ける。

7 その他

○市場慣行推奨状況情報

(災害援助法の適用を受けた地域に対する便宜措置等の連絡を含む)

○フォーラム情報

(フォーラム及び部会の検討状況、資料等を提供)

○携帯サイト

(携帯電話からも各市場のBCPの発動状況が閲覧可能) 等